

## 地域理数教師塾開催支援事業概要

### 1 目的

理数教育に関する教員の資質向上を目的とする研修会（以下「地域理数教師塾」という。）の開催を促進し、もって、科学への興味・関心を持った児童生徒の育成に寄与する。

### 2 支援の対象とする研修会

次のすべての要件を満たすものであること。

- (1) 市町教育委員会（以下「教育委員会」という。）と国立大学法人長崎大学（以下「大学」という。）が共催により開催するもの。なお、理科教育研究会等教育団体を共催者として加えてもよい。
- (2) 地域の核となる理数系教員（以下「C S T」という。）（別紙1 地域の核となる理数系教員（C S T）一覧参照）及び長崎大学職員の両者を講師とするもの。
- (3) 小学校教員、中学校教員又はその両方を対象とするもの。
- (4) C S T活動拠点（校）（別紙2 C S T活動拠点（校）一覧参照）を最大限活用すること。ただし、管内にC S T活動拠点（校）が指定されていない教育委員会にあってはこの限りではない。

### 3 支援の方法

- (1) 大学は、理数教師塾の講師となる大学教員を、大学の旅費負担により派遣する。
- (2) 理数教師塾の講師となるC S Tは、教育委員会が管内のC S Tから選定するものとするが、管内にC S Tがない等の理由により選定が困難な場合、大学は教育委員会と連携して選定にあたる。
- (3) 理数教師塾の講師となるC S Tの派遣に伴い旅費が必要となる場合、大学は旅費の取り扱いについて長崎県教育委員会と協議する。
- (4) 大学は、理数教師塾における研修内容及び必要となる実験実習用教材等について、教育委員会と協議する。

### 4 教育委員会の業務

- (1) 理数教師塾の実施時期及び研修内容等にかかる大学及び講師となるC S Tとの調整。
- (2) 理数教師塾の実施時期、会場、対象者等の決定及び開催通知の発出。
- (3) 理数教師塾の講師となるC S Tの派遣依頼に関する事務。
- (4) 理数教師塾の開会・閉会行事等の企画・運営。
- (5) 大学が依頼するアンケートの実施及び資料の配付等。
- (6) その他理数教師塾の実施に必要な業務。

### 5 その他

関係資料等に、「長崎大学地域教育連携・支援センター 理数教師塾開催支援事業による研修会」を可能な範囲で記載してください。